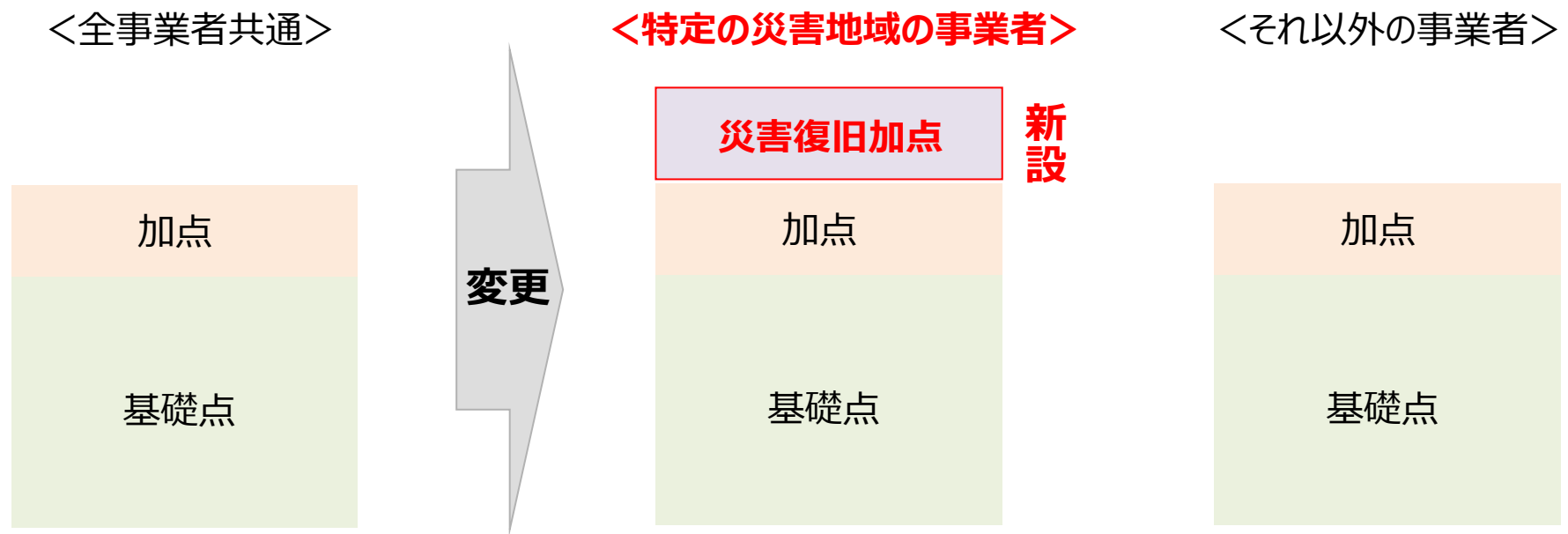


小規模事業者持続化補助金の「新規加点」措置の創設について

- 令和4年3月の地震により災害救助法の適用を受けた地域において、災害復興を行う事業者に加点措置を講じ、優先採択を実施。
- 次回の第9回締切（6月以降申請受付開始）から加点措置を講ずる。

<見直しの概要>



<適用条件>

災害救助法が適用された地域で、市町村が発行する罹災証明書を持つ事業者を対象とする。

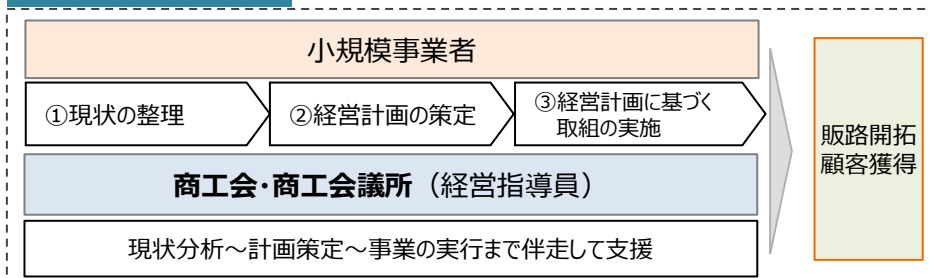
<実施時期>

第9回締切（6月以降申請受付開始、9月中旬締切）より実施。

(参考) 小規模事業者持続化補助金の概要

- 小規模事業者等が今後直面する制度変更等に対応し、生産性向上と持続的発展を図るため、**商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援。**

1. 事業の流れ



2. 支援の内容

機械装置の導入、広報、展示会への出展、新商品開発など、小規模事業者が実施する販路開拓に関する取り組みを支援

3. 公募期間

8次締切:2022年6月3日(金)

9次締切:2022年9月中旬 10次締切:2022年12月上旬

11次締切:2023年2月下旬

※予定は、変更になる場合がございます。

4. 申請類型、要件

申請類型(いずれか1つのみ)		補助上限額	補助率	要件 (通常枠以外はすべて通常枠の取組みに加えて実施)
通常枠		50万円	2/3	経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓の取組等を行うこと。
配 成 長 化 ・ 枠 分	賃金引上げ枠	200万円	2/3	事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+30円以上となること。 赤字事業者は補助率3/4に引上げ。
	卒業枠			雇用を増加し、事業規模を拡大すること。
新 陳 代 謝 枠	後継者支援枠			アトツギ甲子園においてファイナリストに選ばれること。
	創業枠	産競法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けること。		
インボイス枠		100万円		インボイス発行事業者として新たに登録すること。

※**審査加点要件** (地域資源・地域コミュニティ、赤字賃上げ、事業承継等) あり。

5. 詳細・お問合せ先

【受付時間】9:00～12:00、13:00～17:00 (土日祝日、年末年始除く)

商工会地区の方

https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/index.html

※お近くの商工会までお問い合わせください。

商工会議所地区の方

<https://r3.jizokukahojokin.info/>

【電話番号】03-6632-1502 (商工会議所地区 補助金事務局)